

赤穂市地域公共交通会議第2回分科会 会議録

1 日 時 平成25年3月12日（火） 14:00～14:30

2 場 所 赤穂市役所 6階 第2委員会室

3 出席者

- (1) 委員等 村上 正弘 株式会社ウエスト神姫
富田 新介 赤穂タクシー株式会社
木村 音彦 赤穂市自治会連合会
清山 美千子 赤穂市女性団体懇話会
有吉 一美 赤穂市老人クラブ連合会
柴原 幸子 //
- (2) 委員外説明員 大前 巧支 株式会社ウエスト神姫
- (3) 事務局 東南企画広報課長
平野企画政策係長
宮本企画広報課主査
安部建設経済部地域活性化推進担当参事
永石観光担当課長
岸本観光係長
田渕産業観光課事務員

4 会議の概要

- (1) 開 会
- (2) 委員長あいさつ
- (3) 調査・審議事項
- ・ゆらのすけに関する要望等について
 - ・ゆらのすけの増便計画（案）について
 - ・ゆらのすけ運行基準について
- (4) その他
- (5) 閉 会

5 議事の概要

事務局 定刻になりましたので、ただ今から、赤穂市地域公共交通会議第2回分科会を開催いたします。本日はお忙しいところ、会議にご出席いただき、ありがとうございます。

議事に入ります前に、本日の会議に報道機関及び住民の方から、傍聴の申し出がございます。会議の傍聴につきましては、赤穂市地域公共交通会議分科会会議規程第3条で、原則、公開することとしておりますが、出席委員の過半数の決定により非公開とすることができます。本日の議事内容は、お手元のとおりでありますので、会議の冒頭から傍聴を認めることとしたいと思っております。ただし、写真撮影は、次第2の委員長あいさつまでとし、以後の撮影、録音はできないこととしたいと考えておりますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」

異議なしというお言葉をいただきましたので、傍聴を認めるということで、傍聴の方にお入りいただきます。

(報道、傍聴者入室)

お待たせいたしました。

報道の方をお願いいたします。会議中の写真撮影等をご遠慮いただきますので、ただ今から、次第2の委員長あいさつまでの間、写真撮影を認めたいと思います。

それでは、開会にあたりまして、赤穂市地域公共交通会議分科会 木村委員長よりごあいさつをいただきます。

木村委員長 皆様、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。ようやく春めいてまいりましたが、まだまだ寒い日が続いております。

さて、本日は、去る2月19日に開催させていただきました第1回に続き、2回目の分科会ということになりますが、ゆらのすけの増便等につきまして、前回の協議内容を踏まえまして、改めてご審議いただくこととしております。

委員の皆様にはご苦勞をおかけすることになりますが、忌憚のないご意見をいただきますよう、お願いを申しあげまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。

写真撮影につきましては、ここまでとさせていただきます。

なお、本日所用のため欠席されております西川委員の代理として、赤穂タクシー株式会社より富田様に出席をいただいておりますので、報告させていただきます。

それでは、早速ではございますが、協議に入らせていただきたいと思います。木村委員長、進行をお願いいたします。

委員長 それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行につきまして、皆様のご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の会議に、委員以外の出席者といたしまして、前回に引き続き、株式会社ウエスト神姫赤穂営業所の大前巧支様に出席をお願いしておりますので報告いたします。

それでは、調査・審議事項に入っていきたいと思います。

まず、要望事項に対する方向性についてですが、前回は8つの項目について、皆様からいろいろとご意見をいただき、その中で、タクシーの活用について今後具体的に検討していくこととしました。

その他の項目については、皆様からご確認をいただきましたが、本日改めてご意見があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員 ウエスト神姫さんをお願いしたいのですが、要望としてあがっております、千鳥地区、坂越の大泊地区、それから尾崎・御崎地区については、公共交通がウエストさんだけですので、今後も丁寧な対応をお願いしたいと思います。

委員 今言われた地区は路線バスのエリアですので、ご利用があることが前提ですが、その中で利便性の向上、路線の維持に努めてまいりたいと思います。

委員 直接関係はないかもしれませんが、何年か前のお話で、佐用の方ですけれど、病院に行くときにタクシーチケットをもらって喜んでいたことがありました。

委員長 そのことについて、事務局で何か案はございますか。

事務局 タクシーにつきましては、前回もご意見をいただきましたが、ただ今のご意見も参考にさせていただき、今後具体的に検討してまいりたいと思います。

委員長 他にご意見はございませんか。ないようでございますので、方向性については、原案のとおり分科会として了承したことを、全体会議で報告させていただいてよろしいでしょうか。

委員 結構です。

委員長 続きまして、ゆらのすけ増便計画（案）について、に移りたいと思います。本日事務局から、前回の提案からの一部変更と、バス停の位置図などの追加資料が提出されておりますので、説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、増便計画（案）の変更について皆様にお諮りするとともに、バス停の位置等について説明させていただきたいと思います。

まず資料の1ページをお願いいたします。前回の分科会の後、高野地区の方から何件か、同じ内容の問合せをいただきました。その内容は、いずれも、現在、火曜日と金曜日に走っているゆらのすけが、増便計画では月曜日と水曜日になり、2日間とも動いてしまうので、できれば1日、どちらかは今のまま動かさないでいただけないか、ということでありました。

事務局としましては、可能であれば、曜日の移動は最小限にしたいと思っていますので、意向に副う形で検討を行い、本日変更案という形で提案させていただくものです。変更案をご覧いただきたいと思いますが、現行の金曜日、東西ルートも高野ルートも動かさないよう、2台の新旧のバスで別々に東西ルートと高野ルートを走ることとし、また、前回の提案では曜日移動の予定がなかった東西コースを現行の火曜日から月曜日に移動させていただければ、高野ルートも東西ルートも同じ1日の移動で運行することができます。

また、南北Bルートは、新しいバスと古いバスの組み合わせを変えることにより、曜日は変わりますが、前回提案しました月、木、金曜日の運行から、月、火、木曜日の運行ということで、前回の提案どおり週3日間の運行になりますので、今回の変更案で進めさせていただければと考えています。

次に、11ページをお開きください。高野ルートのルート図と時刻表の案を掲載しています。現行の運行ルートから一部、変更したいと思いますので、説明させていただきます。まず、ルート図をご覧ください。田端集会所を発車するバスは現在3便ありますが、そのうち朝一番の便は、田端集会所を発車後、高野地区を通り、坂越港からは、ジャスコではなく、診察時間の関係もあり、先に市民病院へ行った後、赤穂駅などを経由してジャスコに行っています。それを、今度からは、田端集会所を発車し、坂越港を出たバスは、このルートの順番のとおり、先にジャスコに行き、赤穂駅や市役所に行った後、市民病院に行くルートに変更しようとするものですが、市民病院には、8時13分に到着予定です。今よりも早く到着することになりますので、市民病院を利用している人にとっては利便性が高まるものと考えています。現行の2便目、3便目も先にジャスコを經由してから、市民病院に行っていますので、大きな混乱はないものと考えています。

また、高野ルートのバスは、これまで市民会館に停まっていませんでした。このため、一部ルートを見直し、ハーモニーホールから市民会館を經由してから、赤穂駅に行くルートに変更しようとするものです。帰りも同じルートを通して高野方面に行きますので、主婦の店などで買物ができるなど、利便性を高めたいと思っています。

次に、12ページ以降で、高野ルートと同様、バス停ごとの時刻表をルート図と合

わせて、掲載しています。前回提案しました、みどり団地ルート of 時刻表をはじめ、東西ルートの変更案、また変更はありませんが、有年方面の南北A Bルート of 時刻表を、現在考えている案として参考までに掲載していますので、後ほどご覧ください。

次に、資料2ページをお願いします。2ページには、ただ今説明しましたルート別の時刻表について、どの時間に運行しているか分かるように、ダイヤグラムを掲載しています。

続きまして、3ページからは、前回提案しました、みどり団地ルート of 新しい停留所の位置の案について、写真とともに、掲載をしています。前回も説明しましたが、停留所の場所は、今後、警察との協議も必要になりますので、現在の事務局案として参考にしていただくものです。

赤穂駅につきましては、北側広場に設置したいと思います。4ページ、営農センター前につきましては、さくら通りの交通量の多いところになりますので、警察との協議で動く可能性もあります。5ページ、さくら公園につきましては、さくら公園の出入口付近を考えています。6ページ、荒神社前ですが、荒神社と国道を結ぶ道路沿いに、また、北集会所前は、塩屋北集会所前の公園の出入り口付近を考えています。7ページ、塩屋北は、黒崎播磨の社宅前に少し広がった場所がありますので、その周辺を考えています。8ページ、みどり団地につきましては、集会所の周辺を考えています。

いずれにいたしましても、警察との協議で変更になる可能性がありますので、その点はご了承くださいたいと思います。

次に1枚めくっていただきまして、9ページにはゆらのすけ路線図を、みどり団地を含めて作成したもの、10ページには、増便後の赤穂市の全てのバス路線を掲載したものを、参考として作成しましたので、後ほどご確認をいただければと思います。

増便計画に関する資料の説明は、以上です。

委員長 　ただ今事務局から、増便計画につきまして、高野ルートの運行日及び運行ルートについて一部修正する案と、時刻表の具体案が提出されました。また、バス停につきましては、具体的には、本日の検討を踏まえ、警察と協議を行い、決定をしていくとのことですが、改めまして皆様ご意見はございますでしょうか。

私の方からお願いになりますが、「塩屋北」バス停という案があがっておりますが、この辺りについては、地元のほとんどの方が「高山」と呼んでおりますし、荒神社前のところで「北集会所前」バス停という案があがっておりますので、できましたら「高山」に変更していただいた方がわかりやすいと思うのですが。

事務局 　現在は仮称の段階ですので、皆様でご異議がないようであれば変更させていただきます。

委員 　地元になじみがあるということであれば、いいと思います。

委員長 　ウエスト神姫さん、いかがでしょうか。

委員 　なじみのある名前ということですので、いいと思います。

委員長 　それでは特にご異議がないようでしたら、ご理解をいただけたらと思います。

他に何かご意見はございませんか。ないようですので、ゆらのすけ増便計画については、原案のとおり了承されたものとして、全体会議に報告してよろしいでしょうか。

委員 結構です。

委員長 それでは、原案のとおり報告いたします。
続きまして、ゆらのすけ運行基準について、を議題といたします。前回ご協議をいただきました運行基準につきまして、事務局より再度説明をお願いします。

事務局 前回の分科会后、地域公共交通会議の他の委員の方全員に運行基準の原案を、書面協議という形で送付いたしました。他の委員の皆様からは特にご意見はありませんでしたが、県の交通政策課より、文言について一部修正を指摘されましたので、改めて皆様にお諮りするものです。17ページをご覧ください。(1便当たり4人以上の利用者数という)基準を下回った場合、デマンド型の「検討」ということになっておりましたが、基準として定める以上、「導入」とするように、という内容でした。事務局としては、県の指導に副う形で修正したいと思います。

委員長 ただ今、事務局からゆらのすけの運行基準の説明がありました。県から文言修正の指導があったとのことですが、「検討」から「導入」ということで、一步踏みこんだ内容になっております。運行基準については、この修正案のとおりとすることとしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員 結構です。

委員長 それでは、ゆらのすけの運行基準については、原案のとおり分科会として了承したことを、全体会議で報告したいと思います。
改めまして、全体会議への分科会としての報告内容について一つずつ確認をさせていただきたいと思いますが、まず1つめ、ゆらのすけに関する要望等については、原案のとおり了承し、タクシーによる利便性向上の具体策については、今後検討していくこととさせていただいてよろしいでしょうか。

委員 結構です。

委員長 今後もバスの利便性向上に向けて、ウエスト神姫さんと事務局でさらに話をつめていただきたいと思います。
次に2つめ、ゆらのすけ増便計画(案)につきましては、修正案のとおり了承していただきましたので、全体会議で報告させていただきます。
また3つめ、運行基準につきましても修正案のとおりご了承をいただきました。以上のとおり、再度確認をさせていただきましたが、よろしいでしょうか。

委員 結構です。

委員長 ありがとうございます。
なお、欠席されております西川委員につきましては、事務局より本日の内容の説明をお願いします。代理で出席されています赤穂タクシーさん、何かございますか。
(特にございません)

委員長 それでは、その他に移らせていただきます。事務局から何かございますか。

事務局 今後のスケジュールですが、本日の協議内容について、改めて開催します全体会議

において、木村委員長から概要を報告していただきます。具体的な日程につきましては、圏域バスの本格運行の決定後に開催したいと考えております。開催日につきましては、改めて通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員長 本日の内容については、改めて全体会議で審議されますが、分科会としてはこの内容で了承いただいたということで報告させていただきます。

他に何かございませんか。ないようですので、これをもちまして終了させていただきます。

了

(14時30分)